

議案第 8 1 号

職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤 手当支給に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 2 6 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の 4 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 8 2. 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 2. 5」を「1 0 0 分の 3 7. 5」に改める。

附則第 2 2 項中「1 0 0 分の 1. 0 1 2 5」を「1 0 0 分の 1. 2 3 7 5」に、「1 0 0 分の 6 7. 5」を「1 0 0 分の 8 2. 5」に改める。

別表を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「年末年始の休日」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第17条の3第1項の規則に定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、3,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第20条の4第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則第19項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第22項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

別表を次のように改める。

(栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正)

第3条 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ロ中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号ハ中「6,500円」を「7,100円」に改め、同号ニ中「8,900円」を「10,000円」に改め、同号ホ中「11,300円」を「12,900円」に改め、同号ヘ中「13,700円」を「15,800円」に改め、同号ト中「16,100円」を「18,700円」に改め、同号チ中「18,500円」を「21,600円」に改め、同号リ中「20,900円」を「24,400円」に改め、同号ヌ中「21,800円」を「26,200円」に改め、同号ル中「22,700円」を「28,000円」を改め、同号ヲ中「23,600円」を「29,800円」を改め、同号ワ中「24,500円」を「31,600円」に改める。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成26年11月30日」に改め、同項に次の1項を加える。

3 職員の通勤手当は、平成26年12月1日から平成27年3月31日までの間に限り、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第2項第2号イ	2,000円	1,600円
第2条第2項第2号ロ	4,200円	3,360円
第2条第2項第2号ハ	7,100円	5,680円
第2条第2項第2号ニ	10,000円	8,000円
第2条第2項第2号ホ	12,900円	10,320円
第2条第2項第2号ヘ	15,800円	12,640円
第2条第2項第2号ト	18,700円	14,960円
第2条第2項第2号チ	21,600円	17,280円
第2条第2項第2号リ	24,400円	19,520円
第2条第2項第2号ヌ	26,200円	20,960円
第2条第2項第2号ル	28,000円	22,400円
第2条第2項第2号ヲ	29,800円	23,840円

第2条第2項第2号ワ	31,600円	25,280円
------------	---------	---------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第9項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条の4第2項及び附則第22項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（栗山町職員の通勤手当支給に関する条例（以下「通勤手当条例」という。）附則第2項の改正規定を除く。附則第5項において同じ。）による改正後の通勤手当条例（附則第5項及び第10項において「改正後の通勤手当条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与等の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の通勤手当条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の通勤手当条例の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の通勤手当条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（通勤手当の特例）

10 平成26年度に限り、改正後の通勤手当条例附則第3項の規定の適用については、同項中「平成26年12月1日」とあるのは、「平成26年4月1日」とする。

（規則への委任）

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表

一 般 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500

	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
	94		292,500	340,300			
	95		292,900	340,800			
	96		293,300	341,200			
	97		293,500	341,300			
	98		293,800	341,800			
	99		294,200	342,200			
	100		284,600	342,500			
	101		294,800	342,800			
	102		295,100	343,200			
	103		295,500	343,600			
	104		295,800	344,000			
	105		296,000	344,500			
	106		296,300	344,900			
	107		296,700	345,300			
	108		297,000	345,700			
	109		297,200	346,200			
	110		297,600	346,600			
	111		298,000	346,900			
	112		298,300	347,200			
	113		298,400	347,700			
	114		298,700				
	115		299,000				
	116		299,400				
	117		299,600				
	118		299,800				
	119		300,100				
	120		300,400				
	121		300,800				
	122		301,000				
	123		301,300				
	124		301,600				
	125		301,900				
再任用 職員		185,400	292,900	252,900	272,300	287,400	312,800

職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表（第 1 条関係）

改 正 前	改 正 後
（勤勉手当） 第20条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の32.5</u>を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 略	（勤勉手当） 第20条の 4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額の総額 （2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 略

改 正 前	改 正 後
附 則 22 附則第19項の規定が適用される間、第20条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第19項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.0125</u>を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	附 則 22 附則第19項の規定が適用される間、第20条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第19項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの 勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
(管理職員特別勤務手当) 第18条 管理職員特別勤務手当は前条に掲げる職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日_____に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による1回につき4,000円以内とする。ただし、前項の規定による勤務等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。	(管理職員特別勤務手当) 第18条 管理職員特別勤務手当は前条に掲げる職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日<u>(次項において「週休日等」という。)</u>に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項の規則に定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u> 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>6,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>

改 正 前	改 正 後
3 <u>前2項</u>に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める (勤勉手当) 第20条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の82.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	(2) <u>前項に規定する場合 前項の勤務1回につき、3,000円を超えない範囲内において規則で定める額</u> 4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める (勤勉手当) 第20条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の75</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の35</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略

改 正 前	改 正 後
附 則 (55歳を超える職員の給与の特例) 19 <u>当分の間</u>、職員（職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 20～21 略 22 附則第19項の規定が適用される間、第20条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第19項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2375</u>を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の82.5</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	附 則 (55歳を超える職員の給与の特例) 19 <u>平成30年3月31日までの間</u>、職員（職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であつてその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 20～21 略 22 附則第19項の規定が適用される間、第20条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第19項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.125</u>を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表（第3条関係）

改 正 前	改 正 後
（支給の条件） 第2条 略 （1）～（3） 略 2 略 （1） 略 （2） 略 イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,100円</u> ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>6,500円</u>	（支給の条件） 第2条 略 （1）～（3） 略 2 略 （1） 略 （2） 略 イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u> ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>

改 正 前	改 正 後
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>8,900円</u>	ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u>
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>11,300円</u>	ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>13,700円</u>	ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>16,100円</u>	ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>18,500円</u>	チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>20,900円</u>	リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>21,800円</u>	ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>22,700円</u>	ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>23,600円</u>	ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>24,500円</u>	ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>

改 正 前	改 正 後																																							
(支給額の特例) 2 職員の通勤手当は、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(支給額の特例) 2 職員の通勤手当は、平成20年4月1日から平成26年11月30日までの間に限り、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 3 職員の通勤手当は、平成26年12月1日から平成27年3月31日までの間に限り、次の表の左欄中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>第2条第2項第2号イ</td><td>2, 0 0 0円</td><td>1, 6 0 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ロ</td><td>4, 2 0 0円</td><td>3, 3 6 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ハ</td><td>7, 1 0 0円</td><td>5, 6 8 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ニ</td><td>1 0, 0 0 0円</td><td>8, 0 0 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ホ</td><td>1 2, 9 0 0円</td><td>1 0, 3 2 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ヘ</td><td>1 5, 8 0 0円</td><td>1 2, 6 4 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ト</td><td>1 8, 7 0 0円</td><td>1 4, 9 6 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号チ</td><td>2 1, 6 0 0円</td><td>1 7, 2 8 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号リ</td><td>2 4, 4 0 0円</td><td>1 9, 5 2 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ヌ</td><td>2 6, 2 0 0円</td><td>2 0, 9 6 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ル</td><td>2 8, 0 0 0円</td><td>2 2, 4 0 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ヲ</td><td>2 9, 8 0 0円</td><td>2 3, 8 4 0円</td></tr><tr><td>第2条第2項第2号ワ</td><td>3 1, 6 0 0円</td><td>2 5, 2 8 0円</td></tr></table>	第2条第2項第2号イ	2, 0 0 0円	1, 6 0 0円	第2条第2項第2号ロ	4, 2 0 0円	3, 3 6 0円	第2条第2項第2号ハ	7, 1 0 0円	5, 6 8 0円	第2条第2項第2号ニ	1 0, 0 0 0円	8, 0 0 0円	第2条第2項第2号ホ	1 2, 9 0 0円	1 0, 3 2 0円	第2条第2項第2号ヘ	1 5, 8 0 0円	1 2, 6 4 0円	第2条第2項第2号ト	1 8, 7 0 0円	1 4, 9 6 0円	第2条第2項第2号チ	2 1, 6 0 0円	1 7, 2 8 0円	第2条第2項第2号リ	2 4, 4 0 0円	1 9, 5 2 0円	第2条第2項第2号ヌ	2 6, 2 0 0円	2 0, 9 6 0円	第2条第2項第2号ル	2 8, 0 0 0円	2 2, 4 0 0円	第2条第2項第2号ヲ	2 9, 8 0 0円	2 3, 8 4 0円	第2条第2項第2号ワ	3 1, 6 0 0円	2 5, 2 8 0円
第2条第2項第2号イ	2, 0 0 0円	1, 6 0 0円																																						
第2条第2項第2号ロ	4, 2 0 0円	3, 3 6 0円																																						
第2条第2項第2号ハ	7, 1 0 0円	5, 6 8 0円																																						
第2条第2項第2号ニ	1 0, 0 0 0円	8, 0 0 0円																																						
第2条第2項第2号ホ	1 2, 9 0 0円	1 0, 3 2 0円																																						
第2条第2項第2号ヘ	1 5, 8 0 0円	1 2, 6 4 0円																																						
第2条第2項第2号ト	1 8, 7 0 0円	1 4, 9 6 0円																																						
第2条第2項第2号チ	2 1, 6 0 0円	1 7, 2 8 0円																																						
第2条第2項第2号リ	2 4, 4 0 0円	1 9, 5 2 0円																																						
第2条第2項第2号ヌ	2 6, 2 0 0円	2 0, 9 6 0円																																						
第2条第2項第2号ル	2 8, 0 0 0円	2 2, 4 0 0円																																						
第2条第2項第2号ヲ	2 9, 8 0 0円	2 3, 8 4 0円																																						
第2条第2項第2号ワ	3 1, 6 0 0円	2 5, 2 8 0円																																						